資料２

平成 24 年 10 月 9 日
児童福祉専門分科会

子どもの権利擁護委員制度イメージ図

相談者
【子ども・保護者・教師など】

相談【電話・来窓・メール・FAX・手紙】

子どもの権利擁護委員
【市の附属機関】

相談受付・相談案件への対応協議

①助言（情報提供、他機関紹介等）
②支援（相談継続、当事者自身による問題解決の支援）
③関係者間の調整（当事者間の調整支援）
④救済の申立て→事実の調査→勧告等の要求など
（委員の発意含む）

連携

調査相談専門員
【市の嘱託職員】

権利擁護委員職務の補佐

※相談場所に常駐し、相談者からの相談を受け付けるほか、権利擁護委員とともに調整・調査活動を行う。

①助言 **②支援**

④救済申立ての場合

事実の調査の実施

説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、その提出を要求し、実地に調査する。
なお、市の機関以外のものに対する事実の調査は、義務を課すことになってはいけない。

③関係者間の調整

関係者間の調整活動

相談を通して、あるいは事実の調査の結果、必要があるとき、子どもと関係者の間に入って、子どもの心情を代弁し、建設的な対話に努め、子どもにとってより良い人間関係がつくり直されていくように働きかける。

勧告・要請【強制力はもたない】

①必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正措置、制度改善等について勧告する。
⇒　勧告・意見表明の尊重義務あり
②必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正措置、制度改善等について要請する。

事務局【健康福祉部内】
任免・予算執行等

終結

※1「市の機関」とは、市長、市教育委員会等（市立小中学校を含む）の執行機関をさす。

※2「市の機関以外のもの」とは、国、県、民間機関、私立学校、個人などをさす。